

令和5年 第8回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和5年8月16日(水)午後2時30分 引佐協働センター 2階 会議室

2. 委員の出席 出席： 松澤崇 渡瀬三郎 松島好則 平尾温己 加茂龍雄  
江間栄作 中村金夫 横井典行 足立侑律 根木常次  
山中秀三 杉山誠 後藤剛 森島倫生 鈴木英雄  
水崎久司 伊藤安子 小柳守弘 鈴木要  
欠席： 袴田博子 内山進吾 岡本純 中安千秋 井上保典

3. 出席した事務局職員

鈴木智久 齋藤和也 石川宗明 河村幸一郎 縣弘之 奥山英洋 吉山和志  
富永幹人 須藤晶子 笠原直人

4. 審議事項

- 第53号議案 農地法第3条の規定による許可について  
第54号議案 農地法第4条の規定による許可について  
第55号議案 農地法第5条の規定による許可について  
第56号議案 非農地証明について  
第57号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について  
第58号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る  
特例農地等の利用状況の確認について  
第59号議案 農地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について  
第60号議案 浜松市農業経営基盤の強化の促進に関する  
基本的な構想の変更案に対する意見聴取について

5. 報告事項

- 報第53号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報第54号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について  
報第55号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について  
報第56号 農地法第3条の規定による許可について(3条許可公売)  
報第57号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報第58号 民事執行法による売却に係る農地等の現況報告について  
報第59号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について  
報第60号 農地の地目変更登記に係る報告について  
報第61号 農業用施設証明について

6. その他

## 議事の概要

局長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。  
います。

それでは、只今から令和5年第8回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席人数ですが、24名のところ19名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。また、本日の欠席者ですが、議席番号10番の袴田博子委員、議席番号12番の内山進吾委員、議席番号13番岡本純委員、議席番号17番中安千秋委員、議席番号21番井上保典委員でございます。なお、会議中は携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 みなさん、こんにちは。お忙しいなか、お集りいただきありがとうございます。

昨日の台風7号ですが、やはり気象予報としては遠州の方に上陸という風に言われておりましたが、幸いにして西の方にずれたお陰で、思ったより大きな被害はなかったと思っております。先ほど事務局に問い合わせたところ、農地に関しては、被害報告はないと聞いておりますので、私としてはやれやれと安心しているところです。それなりに被害があった方もいらっしゃるかと思いますので、お見舞い申し上げたいと思います。

また、本日ですが、皆様のお手元の方に、来月の総会の後に親睦会の案内が来ているかと思えます。これは常々、私が今期の農業委員会の会長になった2年前にコロナが始まりまして、活動の自粛、また親睦会の自粛等が続いておまして、皆様がせっかく地域の代表としてお集まりいただいても、コミュニケーション的なものが取れず、心配しておりました。コロナも平常に戻ったということで、この機を逃してはいけない、と思い、事務局の方に急遽ちょっとこれを設定してくれ、ということで、会長判断で親睦会を開催したいと思っております。本当に皆様、せっかくここに集まって3年間一緒に農業委員をやれば、やはり色々な地域の情報だとか、また個人的な農業情報とか、地域情報といったコミュニケーションを取ることが、大変大事なことで考えております。そのためにも、来月のお忙しいなかとは思いますが、ご参加をお願いしたいと思います。これも当然任意ですので、皆様のご都合等ございますが、ぜひこの機に参加していただき、この2年間のブランクを取り戻していただきたいと思えます。本日も色々と案件がございますが、よろしく願います。

簡単ではございますが、あいさつと代えさせていただきます。

それでは、令和5年第8回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。それではここからの進行は、議長として松島会長をお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 それでは、議席番号15番の杉山誠委員、議席番号16番の後藤剛委員をお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。第53号議案「農地法第3条の規定による許可について」

を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋藤 それでは、お手元の議案1ページをご覧ください。第53号議案「農地法第3条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

奥山 今月の申請案件は、地区「笠井」、整理番号168番外28件でございます。申請の内訳でございますが、所有権の売買に係る案件が23件、贈与に係る案件が6件でございます。それでは整理番号に○を付した新規就農に関する案件について説明いたします。

議案1ページ、地区「笠井」、整理番号168番をお願いします。譲受人は、東区笠井町の■■■■さん、59歳でございます。申請地は父の所有地ですが、高齢になってきたため、この度、贈与により取得し、引き続き家庭菜園を行いたく申請にいたったものでございます。申請地は、東区笠井町■■■■の畑で、取得後は、トマト、とうもろこし、キュウリ、なす、大根などを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案2ページ、地区「湖東」、整理番号172番をお願いします。譲受人は、北区初生町の■■■■さん、34歳でございます。■■■■さんは会社員の傍ら観葉植物の栽培をしておりますが、この度、申請地を売買により取得し、新規就農したく申請にいたったものでございます。申請地は、西区佐浜町の畑で、取得後は観葉植物、多肉植物を育てていく計画でございます。

続きまして、議案2ページ、地区「飯田」、整理番号175番をお願いします。譲受人は、南区飯田町の■■■■さん、52歳でございます。■■■■さんは農業経験はありませんが、この度、自宅近接の申請地を売買により取得し、自家消費のため新規就農したく申請にいたったものでございます。申請地は、南区飯田町の畑で、取得後はニンニク、ショウガを育てていく計画でございます。

続きまして、議案2ページ、地区「五島」、整理番号177番をお願いします。譲受人は、南区松島町の■■■■さん、77歳でございます。■■■■さんは以前から農業に興味があり、この度、自宅近接の申請地を売買により取得し、自家消費のため新規就農したく申請にいたったものでございます。申請地は、南区松島町の畑で、取得後はタマネギ、サトイモを育てていく計画でございます。

続きまして、議案3ページ、地区「引佐」、整理番号185番をお願いします。譲受人は、引佐町井伊谷の■■■■さん、43歳でございます。■■■■さんは、野菜や水稻を少し育てたことがある程度ですが、この度、申請地を売買により取得し、家庭菜園を行いたく申請にいたったものでございます。申請地は、北区引佐町井伊谷の畑で、取得後は、枝豆・サツマイモ・トマトを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案4ページ、地区「引佐」、整理番号186番をお願いします。譲受人は、北区引佐町黒淵の■■■■さん、73歳でございます。■■■■さんは、従前から譲渡人である兄の■■■■さんの農地で家庭菜園を行ってまいりました。この度、申請地を売買により取得し、継続して家庭菜園を行いたく申請にいたったものでございます。申請地は、北区引佐町黒淵の畑で、取得後は、里芋・ピーマン・茄子を作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案5ページ、地区「春野」、整理番号196番をお願いします。譲受人は、中区領家三丁目の■■■■さん、52歳でございます。■■■■さんは、これまで農業経験はあ

りませんが、この度、申請地を売買により取得し、本格的に就農していくために申請に至ったものでございます。申請地は、天竜区春野町堀之内の畑で、取得後は、茶・レモンの栽培をしていく計画でございます。

以上の案件につきましては、「浜松市農地法第3条に係る許可基準」第4条に基づき、許可後1年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

説明は以上でございます。

- 議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。
- 議 長 中ノ町・笠井地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。
- 加 茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。
- 江 間 湖東地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。
- 足 立 174番、175番ですが、先ほどの説明で175番の地目は畑と聞きましたが、田ですので、そこだけ訂正させていただきます。他は特に問題ありません。
- 議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私から報告いたします。
- 議 長 河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでしたと報告を受けています。
- 議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。
- 根 木 新津・可美地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員が欠席しておりますので、私から報告いたします。
- 議 長 三方原地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでしたと報告を受けています。
- 議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。
- 山 中 細江地区調査会で審議しましたが、問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。
- 杉 山 引佐地区調査会で審議しましたが、問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。
- 後 藤 三ヶ日地区調査会で審議しましたが、問題ありませんでした。
- 議 長 最後に、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。
- 水 崎 春野地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手をお願いします。
- (森島委員 挙手)
- 議 長 はい、森島委員。

森 島 小規模の農地所有ですが、例えばここは面的な確保が求められている農業振興地域だから、小さい面積の所有権移転は駄目ですよ、という訳にはいかないと思います。法令の範囲の中で事務局は対応せざるを得ない、ということは充分理解できることです。ただ、基本的には地域の農地を集団として守るべきところは守っていくことが必要だ、ということが法令のどこかにあるはずです。例えば従来は面的な確保というものは20町歩で、それが守られないものについては、まかりならない、という対応をされてきた、と私は理解しています。その中で、数年後に、例えばここに農業用施設を建てたい、ということになった場合に守り切れるか、別の論点が必要なのではないかと私は思っています。その辺の論点を我々と事務局とで共有しておかないと、こういう形で進んでいき、数年後に転用の申請が出てきた時に、これは従来通りの対応で許可をせざるを得ない、ということになり、農用地の面的な確保ということに支障が生じたりすることは、容易に想像できてしまいます。

議 長 森島委員の仰ることも正直理解できますが、制度にのっとってやるしかない、というところが本音です。

局 長 事務局長の鈴木です。森島委員の仰るように、小規模農地で取得できるようになると、集積に支障が生じてくるのではないかと。国の考えとしては、地域計画の中で大規模耕作者はここで、というものを決めていきます。地域計画自体はまだ2年後までに決めなさい、ということですので、そのようなことを国の考えとしては担保としてやっていく、ということですが、我々も地域計画をどういう風に具体的にやっていくか、これから詰めていきますが、国が考える仕組みとしては、大規模でやっている農地の中でポツンと小規模農地が入らないような仕組みを想定していると思います。

(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 会長が仰るように、法だったり、国が示してくる様々な制度については確かに遵守しなければならないことではあります。国が文書では出さないけれども、色々なところでメッセージを出すことはある訳ですから、そういう意味では、そこを事務局が正確に掴んでいただきたい。今、仰るように、大規模に面的に確保してきたのが、知らぬ間に小規模の人達によって虫食いにされるということについては、そのような認識をもっているのだな、と安心しました。調査会長と事務局長の考え方、要するに面的なところはきちんと確保していくのだ、というところの共有が必要だ、という風に思います。

局 長 国の考えとしては、そういう仕組みでやっていく、ということであって、必ずしもそれで全部排除できるかということ、そこはやはり難しいところがあるかもしれません。今の段階ではそのぐらいしか言えないかと思いますが、ただ、小規模農地を虫食いの、というのは国の方も望んでいないし、我々も望んでいません。ケースバイケースで判断していくしかないかと思えます。ただ、3条の許可要件を満たしているのであれば、それは許可せざるを得ないかと思われま。

森 島 今、事務局長が仰ったことは大事なことだと思います。ケースバイケースできちんと見ていく、ということをおっしゃったので、今日の議事録できちんと確認してもらいた

いと思います。

議 長 その他ございますでしょうか。  
(渡瀬委員 挙手)

議 長 はい、渡瀬委員。

渡 瀬 一年後に報告義務ということで、その調査はそちらの方でやっていただけるのでしょうか。それとも農業委員の方で調査していくのでしょうか。

吉 山 一年以内に報告を求めていきますので、植え付けが終わってある程度成長が見込まれる段階で出していただきますので、基本的にはご本人さんに写真を付けて出していただきます。

渡 瀬 本人が提出した書類で、そちらで審査していただくというだけで、農業委員が見に行くということではないですね。

吉 山 そういった制度ではないです。

渡 瀬 結果、耕作放棄地だった、という場合はどうなるのでしょうか。

吉 山 その都度指導していくことになります。

渡 瀬 指導はそちらの方でやるということですね。

吉 山 指導は、こちらで行います。3条で取得するということですので、あくまで耕作目的で買ったところを荒らしてもらっては困るので、ちゃんとやっていない場合には当然指導の対象ということになります。

渡 瀬 事務局の方から指導してもらうので、こちらの方から取えて耕作している人に意見は言わない方が良いですか。

吉 山 言っても良いです。もし知り合いの人だったりすれば、そういう形でご協力いただけるのであれば、それでも良いと思います。

渡 瀬 要するに行政側が面倒を見るから良いですよ、というのか。それとも農業委員が、「耕作放棄しているのが駄目ですよ」と指導するのか、恐らくそういう案件が来ると思います。

吉 山 違反転用等もそうですが、農業委員さんにもそういう形で指導していただきたいところですが、なかなかそこまではできないところもあると思われまますので、事務局の方で基本的には指導していきたいと思います。

渡 瀬 今までも、そういう報告がありますので、こういう指導をしてください、ということ自分の立場から言うにあたり、今の問題を農業委員として、地区調査会の場でどういう表現で言えばよいでしょうか。

議 長 基本的には事務局の方に提出して事務局の方で対応していただくものです。個人情報のこともありますが、例えば知り合いだとか、ここはどうしても大事なところなのでやっていただきたいな、と思ったら、一言は言っても良いですよ、と。基本的には8割ぐらいは事務局の方で、と思っただけければ良いと思います。

渡 瀬 農業調査員等、他の方も農業指導はしなくても良いですか。

議 長 基本的には事務局が行う、と言ってもらえば良いです。あとは調査会長の裁量で、ここは許せない、と思ったら言いに行く、ということで良いと思います。

(森島委員 挙手)

議長 長 はい、森島委員。

森島 関連ですが、事務局が業務執行するという規定のようなものが、法律の中にあるのではないですか。

局長 今日ご議論いただいているようなことは、事務局ではなくて総会の議決を経て決まってくるものです。それ以外の事務的なものはやはり事務局長の決裁でおこなっていくものがほとんどです。先ほどの指導等は事務局レベルでの専決事項にはなると思いますが、それを農業委員さんが立入ってはいけない、ということではなく、調査会独自の活動で3条の後の指導をしていくというのを拒むものではありませんし、調査会長の権限の中で活動としてやっていただければ良いと思います。

森島 そういうことだと思います。調査会長の意思がそういうところに表れるのではないかと思います。やはり、調査会長と調査会、最適化推進委員を含めた調査会と事務局の皆さんの意思を繋いでおくことが常に必要だ、という風に思います。今、事務局長が仰ったように、どこまで調査会長にお願いするべきか、というのは、そう簡単なことではない、という風に思います。以上です。

議長 長 その他ございますでしょうか。

(森島委員 挙手)

議長 長 はい、森島委員。

森島 新規就農の件ですが、私は少し心配なところがあると考えている立場ですので、問題ありませんでした、ということではなく、調査会でどういう聞き取りがされたのか伺いたいです。

議長 長 新規就農についての受付段階から調査会でどのように議論をされたのか、ということですので、新規就農の議論をどのように進めたのか説明願います。

水崎 春野調査会では、やはり下限面積の撤廃に伴って、農業者でなくても農地を取得できるようになりましたが、年に一度の報告義務についてはしっかり厳守していただきたい。そこを充分理解していただければ問題ない、という話をしました。

(根木委員 挙手)

議長 長 はい、根木委員。

根木 新津・可美地区ですが、新規就農者は機械を持っていない、という方が結構就農されます。友人や地主から機械は借りる、と言われます。それで何とかやる、とのこと。それも、大きく借りるのではなく、1反程度から新規就農というので、それで生活できますか、と聞くと、アルバイトをする、と言われます。そこまで言われると、それ以上言うことはありませんので、頑張ってください、ということになります。そのように細かくは聞いています。

(江間委員 挙手)

議長 長 はい、江間委員。

江間 湖東調査会の新規就農は、今まで多肉植物を、このぐらい小さい鉢に刺して育てていたけれど、それをもう少し規模を増やしてやる、ということで、農園さんと契約して肥

料とポットをもらって、その多肉植物は自分の所で持っているので、それを刺して販売してもらおう。単価も大したことないようです。それこそ百貨ショップで売っているぐらいの単価でやっているようなので、数をこなしていくにはある程度の規模でやらないとできないということです。

議 長     その他の事例はありますか。  
          (杉山委員 挙手)

議 長     はい、杉山委員。

杉 山     2件ありますが、どちらも家庭菜園です。1件はもう10年以上経験ある方で全く問題ありませんし、もう1件の方も家庭菜園で、小面積でしっかりやるということで、全く問題ありません。  
          (足立委員 挙手)

議 長     はい、足立委員。

足 立     私の所は、新規就農者と家庭菜園的な方とで分けて、導入に際して対応しています。そうでないと、100㎡と面積が小さかったりしますし、買って欲しい、と地主に言われて買ったのと、自分で欲しいと言って買ったのとで、その辺のことをやんわり事務局が言ってくれますので、それも含めて対応しています。

議 長     私の調査会では、私が調査会長ですので当然ですが、一番先に聞きますのは、どこで修業したのか、誰が親方で今後面倒見てくれるのか、ということを行います。その時に、販売ルートはどういうルートを持っているのか、どういう風に考えているのか、ということを行いますが、今、足立委員が仰ったように、50坪とか100坪ぐらいの、どうしても隣接地だから、という案件は、その辺を強く聞いても、それはそれで荒らすよりは良いかな、と私は思っています。事務局の方で他に何かありますか。

吉 山     調整グループの吉山です。

4月から下限面積が撤廃されまして、新規就農という形にはなっていますが、基本的に面積が小さい、出荷をされない自家消費目的の方がかなり多いです。先ほど会長が言われたように、今までですと、どこかで研修実績を積んでいただいて、ということをお求めていきましたが、今はそういうことが無くても、取得してから自分で勉強しながらやっても良い、と国から通達が出ていますので、経験がないから全く駄目か、ということでもない状況にあります。以前もお伝えしましたが、一年以内に耕作状況の報告書を出していただきますので、現地を確認し、報告をいただいて、しっかりやっているかどうかを確認していきたいと思っております。

議 長     それでは、他にございませんか。  
          (発言なし)

議 長     それでは採決いたします。第53号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。  
          (異議なし)

議 長     異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長     次に、第54号議案「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。事



務局から説明をお願いします。

齋藤 それでは、お手元の議案 7 ページをご覧ください。第 54 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

奥山 今月の申請案件は、地区「湖東」、整理番号 47 番外 3 件でございます。転用目的別の内訳は、自己用住宅関連が 3 件、農業用施設が 1 件でございます。また、農地区別の内訳は、農用地区域内農地が 1 件、第 1 種農地が 1 件、第 3 種農地が 2 件でございます。なお、是正案件は 50 番です。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。

議長 始めに、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江間 湖東地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私から報告いたします。

議長 河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした、と報告を受けています。

議長 続いて、新津・可美地区の根木委員からお願いします。

根木 新津・可美地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議長 最後に、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 54 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないものと認め、承認することといたします。

議長 次に、第 55 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋藤 それでは、お手元の議案 9 ページをご覧ください。第 55 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

笠原 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号 520 番外 51 件でございます。

また転用目的別の内訳につきましては、自己用・共同住宅関連が 34 件、農業用施設が 1 件、事業用の建物関連が 2 件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が 10 件、太陽光発電が 4 件、営農型太陽光発電が 1 件でございます。また、農地区別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 6 件、第 1 種農地が 2 件、第 2 種農地が 5 件、第 3 種農地が 39 件でございます。

なお、是正案件は整理番号 561 番でございます。また、駐車場、資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について

問題がないことを確認しております。

それでは、議案に○を付した案件につきまして説明させていただきます。

議案 9 ページ、地区「長上」・「笠井」、整理番号 521 番をお願いします。東区上石田町と貴平町の田 4,459 m<sup>2</sup>について、資材置場を設けたいという申請でございます。申請者は、[ ]に本社を置き [ ]を営む法人です。事業拡大に伴い、砂利等の資材のほか、建設工事用の単管パイプや足場材等を扱うようになり、新たに保管場所を設けたく申請に至ったものでございます。申請地は、[ ]に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本事業は、資材置場を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地は碎石敷とし、周囲にはフェンス及び防塵ネットを設置する計画であること、雨水の排水計画は、敷地内側溝を経て水路へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。盛土条例につきましては、対象外であることを確認しております。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 11 ページ、地区「庄内」、整理番号 531 番をお願いします。西区呉松町の畑 3,203 m<sup>2</sup>について、工事のための仮設事務所、駐車場、資材置場を設けたいという申請でございます。申請者は、[ ]に本社を置き、[ ]を営む法人です。この度、東名高速道路の浜松インターチェンジから豊川インターチェンジ間にある浜名湖橋、豊川橋など計 18 橋について、補強工事を行うため、許可日から 3 年間の一時転用申請に至ったものでございます。申請地は、[ ]に位置する農地です。申請地は、農用地区域内の農地ですが、不許可の例外規定である 3 年以内の一時転用に該当いたします。

工事期間中は、申請地の周囲には見切工を設置する計画であること、排水計画は、雨水は道路側溝へ、汚水、雑排水は合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、菊を植える旨の耕作管理計画書(土地所有者)が添付されていることから、周辺への影響は軽微と思われ、許可相当であると考えます。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 16 ページ、地区「北浜」、整理番号 569 番をお願いします。浜北区永島の畑 5,047 m<sup>2</sup>について、砂利採取をしたいという申請でございます。申請者は、[ ]に本店を置き、[ ]を営む法人です。この度、良質の砂利採取が期待できる本申請地を、陸砂利の採取場として使用したく、許可日から 2 年間の一時転用申請に至ったものでございます。申請地は、[ ]に位置する農地です。申請地は農用地区域内の農地ですが、不許可の例外規定である 3 年以内の一時転用に該当いたします。本事業は、1:1.5 の安定勾配で掘削し、掘削面積 3,663.51 m<sup>2</sup>、最大掘削深 10m、総掘削量は 13,096 m<sup>3</sup>を予定しております。工事期間中は、最大 5m の保安距離を確保し、表土の流出を防ぐとともに、外周には、防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、復元後は

キャベツを作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、「砂利採取事業事前審査意見書」の措置報告書の提出を受けていること、埋め戻し前までに静岡県盛土対策課に盛土条例の許可申請をする予定であることから、周辺への影響は軽微と思われ、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 16 ページ、地区「赤佐」整理番号 570 番をお願いします。浜北区根堅の畑 2 筆、4,035 m<sup>2</sup>について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。申請者は、[REDACTED]に本社を置き、[REDACTED]を営む法人です。温室効果ガス削減に資する太陽光発電を行うため、この度、日照条件の良い申請地を探していたところ、土地管理が難しい状況にある農地を見つけ、本申請に至ったものでございます。申請地は、[REDACTED]の所でございます。農地区分につきましては、第3種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、545W の太陽光パネル 779 枚を設置し、発電能力が 424.55kW となる発電設備を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。雨水に関しては、自然浸透に加え、申請地の外周にフェンスと素掘りの側溝を設ける計画であることから、隣接地に雨水が流れ出ることを防ぐことができ、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、中部電力との接続契約も完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものでございます。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。また、本申請地には接道がないため、同一事業者が隣接農地に通路を設けるために、通行地役権を設定する申請を行っております。

議案は 17 ページ、地区「赤佐」、整理番号 571 番でございます。申請地は[REDACTED][REDACTED]のうちの一部の利用となっております。また、隣接する宅地の一部を併用しており、通路の合計面積は 148.99 m<sup>2</sup>となっております。こちらも併せてのご審議をお願いします。

- 議長 説明は以上でございます。
- 議長 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
- 渡瀬 長 始めに、浦・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。
- 議長 長 浦・和田・長上地区調査会で協議した結果、問題はありませんでした。
- 議長 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。
- 議長 長 中ノ町・笠井地区調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。
- 平尾 長 続いて、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。
- 議長 長 積志地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
- 加茂 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。
- 議長 長 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 江間 長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。
- 議長 長 湖東地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 中村 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。
- 議長 長 庄内調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 足立 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

- 議 長 芳川・飯田地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。  
 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。
- 議 長 河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした、と報告を受けています。
- 議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。  
 根 木 新津・可美地区調査会において、特に問題はございませんでした。
- 議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員が欠席しておりますので、私からご報告します。  
 根 木 三方原地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでしたと報告を受けています。
- 議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。  
 山 中 細江地区調査会で審議しましたが、特に問題はございませんでした。
- 議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。  
 杉 山 引佐地区調査会で審議しましたが、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。
- 議 長 浜名・北浜地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした、と報告を受けています。
- 議 長 最後に、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。  
 森 島 570 番、571 番の太陽光発電事業に関する転用です。色々な議論をいたしました。問題がなかった訳ではありません。特に調査会で指摘しましたのは、4,000 m<sup>2</sup>を農地でないものに転用する訳ですので、やはり雨水の管理についての議論となりました。業者の方に一時間あたりの降水量と降った雨水を留め置く能力の試算をお願いしました。専門家ではありませんので、充分にその試算で雨水の管理ができるかどうかは別として、XXXXXXXXXXの担当者は、全ての課題について問題が発生した場合には当社の責任において問題解決にあたる、ということを確認いたしましたので、調査会において問題ない、ということをご報告させていただきます。
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。  
 (森島委員 挙手)
- 議 長 はい、森島委員。  
 森 島 521 番の砂利採取、531 番の一時転用、569 番の砂利採取ですが、それぞれの後継耕作者についての事務局説明がよく聞き取れませんでした。会長が、本委員会がスタートした辺りで仰った、砂利採取や一時転用の後の耕作者については確定しておく方が良いという議論がありましたので、この段階でも事務局が後継耕作者について確定しているのか伺いたいと思います。  
 (吉山 挙手)
- 議 長 はい、事務局

吉 山 調整グループの吉山です。まず 521 番については、砂利採取業者の資材置場の永久転用ですので一時転用ではございません。11 ページの 531 番の工事の一時転用につきましては、復元後に地主が菊を栽培するという計画になっております。

富 永 浜北グループの富永です。16 ページの 569 番の砂利採取の後の耕作者さんは、中瀬で耕作している農業法人と地元の認定農業者がキャベツとレタスを作付けする計画でございます。

森 島 分かりました。  
(小柳委員 挙手)

局 長 はい、小柳委員。

小 柳 556 番に太陽光発電では珍しい名前の会社がいつも出てくるのですが、ここでは、■■■■がそのまま太陽光発電をされるのでしょうか。

議 長 今回の件について、事務局、回答をお願いします。

奥 山 北部グループの奥山です。■■■■が耕作をしつつ太陽光発電も行うという計画でございます。

議 長 その他、ございますか。  
(発言なし)

議 長 それでは、採決いたします。第 55 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議がないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 56 号議案「非農地証明について」を上程いたします。  
事務局から説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 19 ページをご覧ください。第 56 号議案「非農地証明について」でございます。担当から説明いたします。

笠 原 今月の申請案件は、地区「細江」、整理番号 30 番の 1 件でございます。  
地区「細江」、整理番号 30 番の申請地は、昭和 22 年頃に住宅が建築され、宅地の進入路として利用されているものです。  
説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。  
(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 56 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に第 57 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。  
事務局から、説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 21 ページをご覧ください。第 57 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」でございます。担当から説明いたします。

笠原 相続税の納税が猶予される「相続税の納税猶予の特例」の適用を受けるためには、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいたこと、また、相続人が相続税の申告期限までに相続等により取得した農地等で農業を開始し、その後も引き続き農業を行うと認められることを、農業委員会が証明する必要があり、これが適格者証明でございます。

今月の申請案件は、地区「可美」、整理番号1番、1件でございます。被相続人は、令和4年11月11日に亡くなられた、XXXXXXXXXXさんです。相続人は、南区東若林町で被相続人と同居されていた子のXXXXXXXXXXさん61歳で、会社員の傍ら今回の申請地で農業をされています。申請地は、南区東若林町XXXXXXXXXX外1筆の畑395㎡です。令和5年7月に現地調査を実施し、その結果、オクラやキュウリなどが耕作され、農地として適正に管理がされていることを確認しております。また、申請者から聴取したところ、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいたこと、申請者に今後も引き続き農業を行っていく意思があることを確認しましたので、相続税納税猶予の適格者証明の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。  
(質疑応答なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。第57号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。  
次に第58号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

齋藤 それでは、お手元の議案23ページをご覧ください。第58号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」でございます。担当から説明いたします。

笠原 相続税の納税猶予の特例の適用から、20年経過することによる相続税の免除手続きに伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について、税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくものです。

今月の申請案件は、地区「和田」、整理番号4番でございます。被相続人は、平成15年1月30日に亡くなられた、XXXXXXXXXXさん。相続人は、東区北島町にお住いの、妻のXXXXXXXXXXさん、87歳です。特例農地の面積は、申告時、現在ともに1,019㎡です。現地調査をした結果、サトイモ、トウガン等が耕作され、農地の管理が行われていましたので、その旨を税務署へ報告いたします。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。  
(質疑応答なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。第58号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

- 議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。
- 議 長 次に第 59 号議案「農地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。
- 齋 藤 それでは、お手元の議案 25 ページをご覧ください。第 59 号議案「農地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について」でございます。担当から説明いたします。
- 河 村 今月の議案の説明に入る前に、法改正に伴う農地の貸借制度の変更について、初めて今回議案になる部分がありますので制度説明させていただきます。お手元の紙一枚の資料になっている第 59 号議案参考資料というものをご用意ください。法改正に関しては昨年末にも説明しておりますが、令和 4 年 5 月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が公布され、令和 5 年 4 月から施行されています。法改正に伴いまして、相対利用権や中間管理事業による農地の貸借制度が、令和 7 年 3 月までに順次変更されていきます。これについて説明いたします。
- まず、令和 5 年 4 月から令和 7 年 3 月までの農地の貸借制度です。こちらは相対利用権、地主と耕作者による直接貸借になりますが、設定の根拠としては、農用地利用集積計画、市の計画により設定されるものです。農業委員会としては、計画の承認という手続きを行っていただきます。2 段目の中間管理事業（新規）については、地主から中間管理機構である県の農業振興公社がいったん農地を借りて、公社が借りた農地を耕作者へ転貸する制度です。こちらは県知事の事前同意を得て農用地利用集積計画、市の計画にて設定するという根拠になっており、先ほどの相対利用権の場合と同じく、農業委員会は計画の承認をするものとなります。ここまでは先月までと同じ、ということになります。今回新しく出てきますのは、3 段目の部分で、今回初めて法改正に伴って議案に上がっております。中間管理事業によって既に貸借されている農地の耕作者変更についての手続きです。中間管理事業の耕作者変更については、中間管理機構である県の農業振興公社が農用地利用集積等促進計画を県知事に申請して認可されることで成立するものです。その促進計画の案については浜松市の方で作成し、農業委員会の総会にて意見を聞き、公社へ提出します。今回、初めて法改正後に議案となっておりますので、制度説明させていただきます。なお、②の令和 7 年 4 月以降の部分については、相対利用権、地主と耕作者の直接契約は制度廃止、中間管理事業の新規及び耕作者変更については、新しい農用地利用集積等促進計画、公社の計画を県知事に認可されることによって利用権が設定される、という制度に変わっています。それでは、今月の議案について担当から説明させていただきます。
- 奥 山 委員該当案件がありますので、お願いします。
- 議 長 それでは、委員該当案件がありますので、後藤委員は退席をお願いします。
- (後藤委員 退席)
- 議 長 それでは、事務局、説明をお願いします。
- 奥 山 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。令和 5 年度第 5 回浜松市農用地利用集

積計画（案）でございます。公告予定は令和5年8月18日となります。2枚めくって頂きまして、「農用地利用集積 利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計305筆、241,986.42㎡の内訳でございます。

今月は、笠井地区での2筆をはじめとして、計23地区での利用権設定を予定しております。その次の1ページから利用権設定明細が掲載されております。1ページから27ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、29ページ、30ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

1ページの1番から13番をご覧ください。[ ]です。認定農業者の[ ]さんが令和5年6月に設立した会社で、個人の営農地を法人に移転したく、今回の申請に至りました。[ ]外12筆の畑、計10,264㎡を借り受け、みかんと水稻の栽培を予定しております。

次に、9ページの1番をご覧ください。[ ]です。[ ]で、規模拡大したく、今回の申請に至りました。[ ]の畑、479㎡を借り受け、レモンの栽培を予定しております。

次に、9ページの2番から5番をご覧ください。[ ]さんです。南区白羽町の農業者、[ ]さんのもとで農業を学び、今回の申請に至りました。[ ]外3筆の畑、計1,610㎡を借り受け、玉葱の栽培を予定しております。

次に、9ページの6番から8番をご覧ください。[ ]さんです。南区白羽町の農業者、[ ]さんのもとで農業を学び、今回の申請に至りました。[ ]外2筆の畑、計1,109㎡を借り受け、玉葱、さつまいもの栽培を予定しております。

次に、13ページの14番をご覧ください。[ ]さんです。[ ]に就職して農業を学び、今回の申請に至りました。[ ]の畑、820㎡を借り受け、ブロッコリー、とうもろこしの栽培を予定しております。

次に、13ページ1番から13番、19ページから27ページ6番をご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が81筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、公社が県知事に事前に協議し、同意を受けたものについて農用地利用集積計画により同時に成立するもので、備考欄に配分先を記載してあります。

以上の計画の内容は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

次に31ページをご覧ください。改正された農業経営基盤強化促進法および農地中間管理事業の推進に関する法律の施行により、農地中間管理事業の貸借地の耕作者変更については、中間管理機構である県の農業振興公社が農用地利用集積等促進計画を県知事に申請し、認可されることで成立することとなり、農地中間管理事業の推進に関する法律



第 19 条の規定により農用地利用集積等促進計画の案は市が作成し、農業委員会の意見を聞いて、公社へ提出することとなっています。今月は農地中間管理事業の貸借地の耕作者変更が 2 筆ございます。

説明は以上でございます。

議長 長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はございませんか。

(森島委員 挙手)

議長 長 はい、森島委員

森島 法改正に伴う貸借制度の変更ということでご説明いただきました。もう少し分かりやすくするために伺いますが、利用集積の計画書がこういう形で示されておりまして、丸印以外は相対利用権という考え方で良いのでしょうか。

河村 議案別冊 1 の 1 ページから 27 ページまでが相対契約、そして中間管理事業の新規による貸借が入っています。29 ページから 30 ページまでが所有権移転、最後の 2 ページが今回新しくなった中間管理事業で、既に借りているところの耕作者変更です。○が付いているところは新規就農です。

森島 つまり聞きたいのは、相対契約はなくなるということですので、全部中間管理機構を介した申請になるということですね。

河村 まず、農地の貸借制度に関しまして、原則である農地法 3 条による貸し借りはまだ残っています。令和 7 年 3 月までで相対利用権がなくなり、令和 7 年 4 月以降は中間管理事業、今までの中間管理事業とは少し変わりますが、基本的に令和 7 年 4 月以降は農地法 3 条で借りるか中間管理事業で借りるかの 2 つの選択肢になります。

森島 この農用地利用集積計画は、この形で、この書式としては残るということですか。

河村 正確に申し上げますと、農用地利用集積計画というものは、法律上からは消えることになります。制度としてはなくなりますが、似たようなものとして、農用地利用集積等促進計画というものになります。似たような名前になっていますが、同じような形では残ります。

森島 我々が関わるところというのは、市が公社に提出する案に対する意見ということですが、その決定に至る経過というのは、所有者が中間管理機構に対して仲介に入ってくださいね、という申請を先にして、それに対して市が公社に提出する案を作るのではなく、地主は市に申請するのですか。

河村 公社に対して申請するのですが、事務手続きとしては市が代行する形になります。

森島 こういうことが私どもには分かりにくい所です。公社に進達して仕事してもらう訳ですが、その実務は浜松市が行うのですね。我々農業委員の関わりとしては、受付した段階で、つまり公社に送付する前に我々の意見を聞くという理解ですね。

河村 その通りです。

森島 お願いしておきたいのは、貸付先というか借りる人が決定される訳ですが、借りる人を間違いないようにしていただきたいです。地域の中でもそうですし、私の受け持っている中瀬・赤佐・亀玉という地域の農地を中間管理機構が配分する訳ですが、配分先は

地元の意向をきちんと汲んでもらいたい、と今の段階でお願いしておきたいと思います。トラブルの元だという風に思います。

河 村 そういう意味合いとして、案を作成する以前に農業委員会、実務的には地区調査会で事前にお示しして決定します。ただし、この人は良い、この人は悪い、という判断基準としては、好き嫌いによるのではなく、あくまで農地中間管理事業というのは集積・集約に帰するか否かということになりますので、集積・集約に寄与できているかが基準になります。現段階では、令和7年3月までは耕作者の変更のみ意見を聞く形になり、令和7年4月以降は、新規も含めて意見を聞く形になってきます。

森 島 事務局の担当者は十分に分かっている上で話をされていると思いますが、現地はなかなかデリケートです。生きた人間同士の長い間の関わりの中でのことです。そのところは、我々地元の調査会が、それなりの汗をかかなくてはいけない、というところもあると思います。先ほども申し上げましたが、事務局とここは調査会がよく連絡を取り合いながら、落ち度のない配分にしたい、という風に思います。

議 長 その他、ございますか。  
(その他補足説明なし)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、第59号議案「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。それでは、後藤委員はご入室をお願いします。  
(後藤委員 入室)

議 長 次に第60号議案「浜松市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案に対する意見聴取について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案27ページをご覧ください。第60号議案「浜松市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案に対する意見聴取について」でございます。担当から説明いたします。

河 村 それでは、議案について説明いたします。その前に、資料の確認をさせていただきます。右上に第60号議案資料と書いてあります、2つ資料をご用意させていただいています。一つは2枚綴りで概要と書いてあるもの、もう一つは冊子立てになっておりまして、新旧対照表と書いてあるもの。2つお手元に配布させていただいております。

対照表につきましては、変更に関わる部分のみ抜粋して付けてございます。右側が現行の基本構想、左側が今回の変更案、中を見ていただきますと、変更部分が朱書きになっております。

それでは、2枚綴りの概要版の方でご説明させていただきます。「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について(概要)の資料でございます。

まず1番目、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の概要というところで、認定農業者や利用権設定の根拠法になっております農業経営基盤強化促進法に基づ

きまして、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために、農業経営目標や農用地の利用の集積などについて、県が基本方針を定め、市は県の基本方針に即して農業経営基盤の強化に関する基本的な構想、略して基本構想を定める、とされております。記載する内容につきましては、法律の中で決まっております。概ね5年に一度、定期見直しが行われており、前回の定期見直しは令和4年1月に行われております。

新旧対照表の方をご用意ください。例えば、冊子の新旧対照表の5ページをお開きいただきますと、認定農業者の目標所得や、9ページの作物別の経営指標、それから26ページ、集積目標等について社会経済情勢にあわせて5年に一度変更する、という形になっております。

概要の方の2番の基本構想の今回の変更の趣旨でございます。今回は5年に一度の定期見直しではなく、令和4年5月に先ほどご説明させていただきました基盤法等の法改正に伴いまして、臨時的改正となります。こちらは法改正の内容に合うように事務的な軽微な変更を行うものでございまして、令和5年9月末までに改正しなければならない、と定められております。

主な法改正内容ですが、皆様に11月もしくは2月に参加いただいております人・農地プランが法定化されたものです。人・農地プランの法定化に伴いまして、名称が人・農地プランというカタカナ表記から地域計画という名称に変わっています。今までは各市町村の任意だったのが、法定化に伴って半ば強制的に実施しなければならない、というものになります。

2点目が第59号議案でも説明させていただきました農地の貸借売買制度の改正です。これらが主な法律の改正の内容です。

概要の3番目です。基本構想の主な変更点、見直し内容について説明いたします。先ほど説明しましたように、法改正に伴って、事務的に軽微な部分を変えるというものです。今回、先ほど説明いたしました主なる所得の目標であるとか、営農指標、集積目標等については変更ありません。変更点は大きく2つあり、(1)(2)という形になっております。

(1)は農業を担う者の確保及び育成に関する事項の追加です。新旧対照表の25ページをお開きください。そちらに担い手の確保や育成支援、それに基づいて各関係団体の役割について記載されております。ただ、こちらは35ページを開きますと、右側の方に同様の内容が入っています。元々副項目だったものを、同じ内容を主たる項目として25ページの方に表出したものです。法律上重要な位置付けがされたということです。

(2)は農業経営基盤強化促進事業に関する事項の追加です。基盤法上の農地の貸借売買制度をまとめて農業経営基盤強化促進事業と言います。この部分について①②③の3点ございます。

まず①については28ページをお開きください。法定化された人・農地プラン、地域計画に関する事項になります。今回の改正において、唯一、新規に記載されている部分がこの項目です。具体的には協議の場、いわゆる11月末に皆さんに参加いただきました地域の話し合いの場の設置方法、話し合いの区域の単位等の基準、こういうものに関して

の事項を法律で決められた項目について記載しております。

②については29ページをお開きください。先ほど第59号議案でも説明いたしました相対利用権、利用権設定等促進事業に関する事項についての記載になっています。先ほど説明いたしました法改正の経過措置期間として、令和7年3月まで引き続き農用地利用集積計画を継続して作成する、ということについて記載しています。

③については32ページをお開きください。農地中間管理事業の実施を促進する事業に関する事項について記載しています。こちらは元々35ページの右側の内容を移設したものです。相対利用権の制度終了後に関しては、農地集積集約のメイン事業が中間管理事業になりますので、今までの副項目という所を主たる項目に表出ししたものです。但し、実際は中間管理事業に関しましては、県の農業振興公社の事業になっております。ここでは、県の公社に対する市の協力内容について記載した形になります。

その他、全体につきまして、法改正に伴って文言の修正や用語の整理をしています。

4番は見直しのスケジュールです。本日より8月中旬から下旬については、法律上求められている通り、農協及び農業委員会への意見聴取をしております。その後、8月下旬に県知事に申請し、9月上旬頃までに県知事の同意を得て、9月中旬に改正の基本構想の施行をしていきたいと思っております。なお、本議案につきましては、先月行われました農業委員会の役員会においても事前に説明し、ご承知いただいております。議案の説明については以上です。

議長 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。  
(森島委員挙手)

議長 長 はい、森島委員。

森島 先月の役員幹事の会議でも申し上げましたが、農業経営基盤強化促進法の改正に伴っての文言整理ということで確認いたしました。我々が地域の農業委員として活動していく上で農業経営基盤強化の促進に関する法改正があったこと。例えば、ある農家の跡取りも、そろそろ会社を退職して農業を始めた方が良く発信していける様に農業経営基盤強化法が改正されたかと言うと、そこまで発信できるような状況になっていないと思っております。一刻も早く農業経営の基盤を強化し、周辺の農地を守るべき人がどんどん出てくるような法改正を求めています。しかし今回の法改正では、その様にはならなかった、というのが私の意見です。これについてはそれぞれの地区の農業委員の認識もあるかと思っておりますので、私からはこれ以上は申しませんが、本日事務局が説明された改正部分については、地域の会議の中で、我々とする、言葉遣いに気をつけながら、地域の農家の皆さんにお伝えしていく役割を担ったと自負します。以上です。

議長 長 その他ございますか。  
(伊藤委員挙手)

議長 長 はい、伊藤委員。

伊藤 第60号議案の資料の中で、現行では人・農地プランという言葉が改正案では地域計画というものになっていますが、人・農地プランという言葉自体がなくなってしまうのでしょうか。

河 村 法律上カタカナが使いづらいこともあり、地域計画という言葉を使うことになったと思います。国の説明資料等でも、新人・農地プランという言葉を使うことも有ります。我々も3年程人・農地プランという言葉を使用してまいりましたので、一般的な呼称として引き続き使用する予定です。

伊 藤 農業新聞などでも人・農地プランという言葉が今まで使用されていましたが、今後は地域計画という言葉になるのでしょうか。

河 村 新聞などでは法律用語である地域計画という言葉が使われるようになります。

議 長 その他ございますか。

(発言なし)

議 長 それではご意見等もないようですので、第60号議案「浜松市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案に対する意見聴取について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(意義なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、報告事項の第53号から第61号までを、事務局から報告をお願いします。

齋 藤 議案29ページをご覧ください。報告事項につきましては、一覧表の通りでございます。

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

議 長 それでは、その他の委員の皆さまから、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

森 島 ・砂利採取事業後の農地復元における透水性を測る機械の導入について

議 長 それでは、事務局から連絡事項がありましたら、お願いします。

齋 藤 ・農業委員会研修会の開催日時について

齋 藤 ・今後の会議予定

令和5年 第9回 農業委員会総会

日時 令和5年9月15日(金) 午後2時30分から

場所 浜北区役所 3階 大会議室

議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第8回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後4時6分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 年 月 日 ( )

会 長

委 員

委 員